顧客名	ACES ID 番号

在宅・地域生活局（HCLA）および発達障害局（DDA）が提供するサービスを利用する際の利用者の権利と義務

Your Rights and Responsibilities When You Receive Services Offered by Home and Community Living Administration and Developmental Disabilities Administration

利用可能なサービス

利用者は、受給資格のあるサービスの中から利用するものを選択する権利があります。サービスの利用は任意です。在宅・地域生活局（HCLA）および発達障害局（DDA）が給付対象とするサービスであっても、利用者のニーズのすべてを満たせるとは限りません。

HCLA および DDA は、以下の場所でサービスを提供しています。

- 家族老人ホーム、介護施設、強化サービス施設、看護施設、ICF/ID、夫婦向けホーム、児童養護施設、児童認定スタッフ付きホーム、DDA グループホーム、グループトレーニングホーム、もしくは
- 利用者自身の自宅。 **注：**HCLA および DDA は、利用者の自宅において有償で 24 時間体制の個人介護サービスを提供することはできません。 24 時間体制のケアをご希望の場合は、その他のサービス選択肢を検討することになります。

本文書において「**ケースワーカー**」とは、地域の高齢者総合相談窓口（Area Agency on Aging）のケースマネージャー、DDA のケースリソースマネージャー、ナースケアコンサルタント、ケアコンサルタント、在宅・地域サービス（HCS）の社会福祉専門職、または HCS 介護施設ケースマネージャーを指します。

利用者の権利

利用者には以下の権利があります。

- 尊厳、敬意をもって、差別なく扱いを受けられます。
- 自身の財産を尊重して扱われます。
- ケア計画の策定において、ケースワーカーと協力・提携して取り組めます。
- 英語の会話や理解が十分にできない場合、無料の通訳サービスを受けられます。
- 法律および DSHS の規定の範囲内で、自身の個人情報に関するプライバシーが保護されます。
- 質問への回答や、自身が望まない行為を強制されません。
- 利用可能なすべてのサービスについて説明を受け、希望するサービスや希望しないサービスを選択できます。
- 機関の決定事項について書面で通知を受け、ケアプランまたは支援プランの概要の控えを受け取ることができます。
- すべてのサービスの利用を拒否できます。
- 資格のあるサービス提供者（プロバイダー）を選択、解雇、または変更できます。
- 自身が選択した個別のサービス提供者の身元調査（バックグラウンドチェック）の結果を受け取ることができます。
- ケースワーカーと意見が一致しない場合に、責任者に相談できます。
- ケア計画のプロセス、ケアプラン、提供サービス、または在宅・地域生活環境で不満を感じるあらゆる点について、州やサービス提供者の対応に関する苦情や懸念事項をいつでも申し出ることができます。利用者は不利益な扱いを受けることなく苦情を申し出る権利があります。苦情や懸念事項は、電話（1-800-737-0617）、メール（grievances@dshs.wa.gov）、または DDA もしくは HCLA のスタッフに申し出方法を問い合わせることで提出できます。
- 不平の訴えをした場合であっても、行政審判を要請できます。
- 行政審判を要請した場合であっても、危害が及ぶことを恐れずに不平を訴えることができます。
- フリーダイヤル 1-888-201-1014 に電話すると、仲裁者と相談できます。
- 虐待されたり、無視されたり、経済的に悪用されたり、または放棄されることはありません。これらの用語の解説については、https://www.dshs.wa.gov/altsa/home-and-community-services/types-and-signs-abuse をご覧ください。自身または知人が虐待、ネグレクト、または搾取を受けている場合は、DSHS のフリーダイヤル（1-866 (End Harm) /1-866-363-4276）に電話して担当者に相談してください。

Barcode label

16172

顧客名	ACES ID 番号

利用者の義務

利用者には以下の義務があります。

- 利用者にとって都合の良い場所で、少なくとも年に 1 回、ケースワーカーによるアセスメントを受けること。
- 少なくとも年に 1 回、ケースワーカーに自身の居住環境を確認させること。
- アセスメントの完了およびケアプランの調整・連携に必要な情報を十分に提供すること。
- 他に医療上または財務上の意思決定を行う者がいる場合は、ケースワーカーに伝えること。
- ケアプランまたは支援プランの策定に参加し、署名すること。
- ケースワーカーからの連絡に速やかに対応・コミュニケーションをとること。
- 自身の医療・ヘルスケアを選択すること。
- 資格のあるサービス提供者を選択すること。
- サービス提供者の身元調査（バックグラウンドチェック）の結果についてプライバシーを保護すること。
- 承認されていないサービスや時間数に対して、サービス提供者へ報酬が支払われないことを理解すること。
- サービス提供者との間で問題が生じた場合や、申請された時間通りのサービスを受けていない場合は、ケースワーカーに伝えること。
- 介護費用の一部を自己負担している場合は、毎月サービス提供者に支払いを行うこと。
- 安全な就労環境を提供すること。
- 他者を危険にさらすような行動をとらないこと。
- 個別ケアのサービス提供者を伴ってワシントン州外へ旅行・移動する場合は、出発前にケースワーカーに伝えること。
- 以下の事項に変更があった場合は、ケースワーカーに伝えること。
  - ✓ 自身の健康状態・病状
  - ✓ 家族、友人、またはその他の機関から受けている支援の内容
  - ✓ 自身の経済状況
  - ✓ ケアを受けている場所
  - ✓ ワシントン州内での居住地
  - ✓ 居住ステータス（引越しを予定している、または現在ワシントン州外に住んでいる場合）

ケースワーカーの責務

ケースワーカーには以下の責務があります。

- 利用者に尊厳と敬意をもって接すること。
- 利用者のプライバシーを保護すること。
- HCLA および DDA が利用者に提供できること、および提供できないことについて説明すること。
- 必要な支援レベルを特定し、利用者が選択できるサービスを決定するためのアセスメントを行うにあたり、利用者や関係者から情報を収集すること。
  - ✓ アセスメントには、利用者の強み、制約事項、目標、およびご希望が含まれます。
  - ✓ アセスメントには、利用者が家族や他の機関からすでに受けている支援、または受けることができる支援、ならびにサービスをどのように提供してほしいかというご希望が含まれます。
- 個人ケアの支援に対応し、利用者の個人の目標、ご希望、選択肢を組み込んだケアプランまたは支援プランの作成を支援すること。
- 毎年、または利用者の状態に変更があった際に、ケアプランまたは支援プランを更新するため、利用者や関係者から情報を収集すること。
- 必要な情報を提供するための十分な時間を利用者に与えること。
- ケアプランまたは支援プランに関する問題が発生した際に、その問題に対処すること。
- 利用者の権利を尊重し、精神、神経、感覚、または身体に障がいがある場合には、サービスを利用・アクセスするための支援をより手厚く提供すること。
- 利用者自身で資格のあるサービス提供者を見つけられない場合に、適切な提供者を見つける手助けをすること。

Barcode label

16172

顧客名	ACES ID 番号

事前指示書

利用者は事前指示書を作成する権利があります。事前指示書には、生前意志決定書や医療に関する持続的委任状などが含まれます。事前指示書は、自身で判断を下す精神的能力がない場合に、医療・外科的治療および精神科治療の受け入れや拒否を行う権利を含め、医療や精神保健ケアに関する利用者の希望を取りまとめたものです。事前指示書はいつでも撤回することができます。

有権者登録サービス

1993 年の全国選挙人登録法により、全州が公的支援事務所を通して有権者登録支援を提供することが義務付けられています。有権者登録の申し込み、または登録の辞退を行った場合でも、当機関から提供されるサービスや支給額が影響を受けることはありません。有権者登録用紙の記入に関するサポートをご希望の場合は、当機関で支援いたします。登録する、または辞退するという決定に関するプライバシーは厳重に保護され、有権者登録の目的のみに使用されます。有権者登録の権利や登録辞退の権利、登録の有無決定に関するプライバシーの権利、あるいは支持政党やその他の政治的嗜好を自由に選択する権利を誰かに侵害されたと思われる場合は、以下へ苦情を申し出ることができます。

Washington State Elections Office
PO Box 40229
Olympia WA 98504-0229
1-800-448-4881

署名欄

ご自身の権利と義務、およびケースワーカーの責務を理解された場合は、以下にご署名ください。

利用者署名	日付
法定代理人署名	日付

利用者と職員へのお知らせ（第 6 編および第 7 編）。ワシントン州社会保健省（DSHS）は機会均等雇用雇用主であり、年齢、性別、性的指向、ジェンダー、性自認／表現、婚姻状況、人種、信条、肌の色、出身国、宗教または信仰、政治的所属、軍歴、名誉除隊軍人・ベトナム戦争従軍・近年退役その他保護対象となる退役軍人のステータス、感覚・精神・身体障害の有無、障がい者による訓練された盲導犬やサービスアニマルの使用、同一賃金、または遺伝情報に基づく差別を、雇用、プログラム、サービス等のいかなる分野においても行いません。

Barcode label

16172

在宅・地域生活局（HCLA）および発達障害局（DDA）が提供するサービスを利用する際の利用者の権利と義務

ケースワーカーへの注意事項

1. 利用者とともに本書の内容を確認し、利用者の権利と義務に関する質問に回答すること。初回 CARE アセスメント時（未署名の場合は、重大な変更時または年次アセスメント時）に利用者とともに確認すること。改訂版の用紙が存在する場合は、利用者に改訂版へ署名してもらうこと。ケースワーカーによって提示され、利用者が署名した最新の「利用者の権利と義務」用紙は、過去に署名された用紙に取って代わります。
2. 在宅・地域生活局（HCLA）および発達障害局（DDA）が提供するサービスを利用する際の権利と義務について理解したことを示すため、利用者はまたはその代理人に本書 2 通への署名を依頼すること。
3. 1 通を利用者の電子ケース記録に保管し、もう 1 通を利用者に交付すること。